

# 株式会社 都市居住評価センター

## 確認検査手数料規程

### (趣旨)

**第 1 条** この規程は、別に定める株式会社 都市居住評価センター確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、株式会社 都市居住評価センター（以下「UHEC」という。）が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

### (建築物に関する確認の申請手数料)

**第 2 条** 業務規程第 17 条（業務規程第 25 条第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、表 1 に掲げるとおりとする。

2 表 1 の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合（次号及び第 3 号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 当該建築に係る部分の床面積
- (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）  
なお、計画の変更に係る部分の床面積合計が 50 m<sup>2</sup>以下の場合の申請手数料は、一件 66,000 円
- (4) 建築物の大規模の修繕、大規模の模様替え又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の二分の一
- (5) 前号の計画の変更をして、建築物の大規模の修繕、大規模の模様替え又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

3 建築物を建築する場合で、次の各号に掲げる設計方法等（国土交通大臣の認定を受けたものは除く。）による場合は第 1 項で定める額に当該各号に定める割合に応じた手数料を加算する。

なお、第 1 号から第 5 号に該当する区分毎の加算額が 75,000 円未満の場合は、75,000 円を下限とし、第 6 号から第 10 号に該当する区分毎の加算額が 100,000 円未満の場合は、

100,000 円を加算額とする。

- (1) 階避難安全検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の 20%の額
- (2) 全館避難安全検証法 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の 30%の額
- (3) 区画避難安全検証法 当該検証対象部分の床面積の合計に係る確認手数料の 20%の額
- (4) 耐火性能検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の 20%の額
- (5) 防火区画検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の 20%の額
- (6) 構造計算ルート 2 当該建築物の床面積に係る確認手数料の 20%の額（構造上の棟単位で加算）
- (7) 限界耐力計算 当該建築物の床面積に係る確認手数料の 30%の額（構造上の棟単位で加算）
- (8) 免震構造 当該建築物の床面積に係る確認手数料の 20%の額（構造上の棟単位で加算）
- (9) 特定天井 特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認手数料の 20%の額
- (10) 省エネ仕様基準 当該建築物の床面積に係る確認手数料の 30%の額

4 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合に限る。）で、前項第1号から第5号、第9号及び第10号に係る建築物の場合は、当該設計方法等の計画の変更に係る床面積の二分の一を算定面積として前項に定める加算額を算出し、前項第6号から第8号に係る建築物の場合は当該建築物の床面積に係る床面積の二分の一を算定面積として前項に定める加算額を算出する。

なお、前項第1号から第5号に該当する区分毎の加算額が35,000円未満の場合は、35,000円を下限とし、第6号から第10号に該当する区分毎の加算額が50,000円未満の場合は、50,000円を加算額とする。

- 5 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合に限る。）で、第3項に該当する建築物の場合は、第1項で定める額に第3項各号に定める割合に応じた手数料を加算する。
- 6 既存の建築物の部分と合わせて増築又は改築する場合で、既存建築物に不適合事項がある場合は、その既存不適合建築物の床面積の合計に応じて別に定める手数料額を加算する。既存建築物が前願と敷地等の条件が異なる場合及び既存建築物に特定天井がある場合は、別途見積もりとする。
- 7 構造計算適合性判定（以下「構造適判」という。）を要する建築物を含む場合は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として10,000円を第1項に規定する額に加算する。
- 8 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、構造適判を要する建築物を含む場合は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として10,000円を第1項に規定する額に加算する。
- 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。）（以下「建築物省エネ法」という。）第11条に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）を他機関で受けた建築物で、省エネ適判を要する建築物を含む場

合は、省エネ適判判定図書との整合性審査等の手数料として 10,000 円を第 1 項に規定する額に加算する。

- 10 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合で、省エネ適判を要する建築物を含む場合は、省エネ判定図書との整合性審査等の手数料として 10,000 円を第 1 項に規定する額に加算する。

### (建築設備に関する確認の申請手数料)

**第 3 条** 業務規程第 17 条（昇降機以外の建築設備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 87 条の 4 において準用する場合に限る。）に規定する建築設備（ホームエレベーター（小型エレベーター及び段差解消機含む）、小荷物専用昇降機及びリニューアルエレベーターを除く。以下同じ。）の確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一の建築設備について、当該各号に定める額とする。（表 2 参照）

- (1) 建築設備を設置する場合（次号及び第 3 号に掲げる場合を除く。） 30,000 円
  - (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 30,000 円
  - (3) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC から受けている場合 25,000 円
- 2 業務規程第 17 条に規定するホームエレベーター（小型エレベーター及び段差解消機並びにホームエレベーターのリニューアルエレベーターを含む。以下同じ。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、ホームエレベーター一基について、当該各号に定める額とする。（表 3 参照）
- (1) ホームエレベーターを設置する場合（次号及び第 3 号に掲げる場合を除く。） 23,000 円
  - (2) 確認を受けたホームエレベーターの計画の変更をしてホームエレベーターを設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 23,000 円
  - (3) 確認を受けたホームエレベーターの計画の変更をしてホームエレベーターを設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC から受けている場合 20,000 円
- 3 業務規程第 17 条に規定する小荷物専用昇降機（小荷物専用昇降機のリニューアルエレベーターを含む。以下同じ。）に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、小荷物専用昇降機一基について、当該各号に定める額とする。（表 4 参照）
- (1) 小荷物専用昇降機を設置する場合（次号及び第 3 号に掲げる場合を除く。） 23,000 円
  - (2) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 23,000 円
  - (3) 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC から受けている場合 20,000 円
- 4 業務規程第 17 条に規定するリニューアルエレベーターに関する確認の申請に係る手数料

の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、リニューアルエレベーター基について、当該各号に定める額とする。(表5参照)

- (1) リニューアルエレベーターを設置する場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。) 29,000円
- (2) 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画の変更をしてリニューアルエレベーターを設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 29,000円
- (3) 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画の変更をしてリニューアルエレベーターを設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 24,000円

#### (工作物に関する確認の申請手数料)

**第4条** 業務規程第17条に規定する工作物のうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第138条第1項に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号に定める額とする。(表6参照)

- (1) 工作物を築造する場合(次号から第6号に掲げる場合を除く。) 50,000円
  - (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合(第4号に掲げる場合を除く。) 50,000円
  - (3) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合(次号に掲げる場合を除く。) 40,000円
  - (4) 令第138条第1項第1号に規定する区分で高さが25mを超えるもの、令第138条第1項第2号に規定する区分で高さが25mを超えるもの、令第138条第1項第3号に規定する区分で高さが15mを超えるもの、令第138条第1項第4号に規定する区分で高さが15mを超えるもの及び令第138条第1項第5号に規定する区分で高さが5mを超えるものの計画に係る工作物を築造する場合 85,000円
  - (5) 前号に掲げる確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 85,000円
  - (6) 第4号に掲げる確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 60,000円
- 2 令第138条第2項に規定する工作物に関する確認の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号に定める額とする。(表6参照)
- (1) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合(次号及び第3号に掲げる場合を除く。) 30,000円
  - (2) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合 30,000円
  - (3) 令第138条第2項第1号に規定する工作物の場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をUHECから受けている場合 25,000円

- (4) 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が 10 m<sup>2</sup>以下のもの又は高さが 4 m 以下のもの（次号及び第 6 号に掲げる場合を除く。） 100,000 円
- (5) 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が 10 m<sup>2</sup>以下のもの又は高さが 4 m 以下のものに該当する確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 100,000 円
- (6) 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が 10 m<sup>2</sup>以下のもの又は高さが 4 m 以下のものに該当する確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を UHEC から受けている場合 75,000 円
- (7) 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する工作物で、投影面積（水平または垂直投影面積で最大の面積）が 10 m<sup>2</sup>を超えるもの又は高さが 4 m を超えるものは、別途協議とする。
- 3 令第 138 条第 3 項に規定する自動車車庫に関する確認の申請に係る手数料の額は、第 2 条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料を準用するものとし、表 1 に掲げる手数料を適用する。この場合において、表 1 の「床面積の合計」とあるのは築造面積と読替えるものとし、築造面積の合計の算定については、第 2 条第 2 項の規定を準用する。

#### **（建築物に関する中間検査の申請手数料）**

- 第 5 条** 業務規程第 27 条に規定する建築物に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、中間検査申請一件につき、表 1 に掲げるとおりとする。
- 2 表 1 の床面積の合計は、当該中間検査を行う部分の床面積及び中間検査を行なう梁の支配面積の合計で算定する。
- 3 中間検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は（申請前に提出されているものも含む。）、第 1 項に規定する額に 5,000 円を加算する。

#### **（建築設備に関する中間検査の申請手数料）**

- 第 6 条** 業務規程第 27 条（昇降機以外の建築設備については、法第 87 条の 4 第 1 項において準用する場合に限る。）に規定する建築設備に関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について 38,000 円（建築設備の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 65,000 円）とする。ただし、昇降機中間検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表 2 に掲げるとおりとする。
- 2 業務規程第 27 条に規定するホームエレベーターに関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一のホームエレベーターについて 36,000 円（ホームエレベーターの確認を UHEC 以外の者から受けている場合 57,000 円）とする。ただし、ホームエレベーター中間検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表 3 に掲げるとおりとする。
- 3 業務規程第 27 条に規定する小荷物専用昇降機に関する中間検査の申請に係る手数料の額

は、一の小荷物専用昇降機について 32,000 円（小荷物専用昇降機の確認をUHEC以外の者から受けている場合 53,000 円）とする。ただし、小荷物専用昇降機中間検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表 4 に掲げるとおりとする。

- 4 業務規程第 27 条に規定するリニューアルエレベーターに関する中間検査の申請に係る手数料の額は、一のリニューアルエレベーターについて 38,000 円（リニューアルエレベーターの確認をUHEC以外の者から受けている場合 64,000 円）とする。ただし、リニューアルエレベーター中間検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表 5 に掲げるとおりとする。

#### **（建築物に関する完了検査の申請手数料）**

**第 7 条** 業務規程第 33 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、表 1 に掲げるとおりとする。

- 2 表 1 の床面積の合計は、建築物を建築した場合にあっては、当該建築に係る部分の床面積について算定する。
- 3 表 1 の床面積の合計は、建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをした場合にあっては、当該修繕又は模様替えに係る部分の床面積の二分の一について算定する。
- 4 法に基づく中間検査がなかった建築物の完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、表 1 に掲げる完了検査手数料額の 20%を加算する。
- 5 業務規程第 39 条に規定する当機関の仮使用認定を受けた建築物については、完了検査対象部分の床面積から仮使用認定部分の床面積を減じた床面積として表 1 に掲げる手数料の額を適用する。
- 6 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合（省エネ適判の適合判定通知書、設計住宅性能評価書、長期優良住宅認定通知書又は長期使用構造等である旨の確認書を利用する場合等若しくは省エネ基準適合を仕様基準で確認する審査（以下「省エネ適判等」という。））を当機関で受けた建築物の完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、当該省エネ適判等を要する部分の床面積の合計に対する表 1 に掲げる完了検査手数料額の 20%を加算する。当該加算額が 40,000 円未満の場合は、40,000 円を加算額とする。ただし、当機関で仮使用認定を受けた建築物は、当該省エネ適判等を要する部分の床面積から仮使用認定を受けた当該省エネ適判等を要する部分の床面積を減じた床面積を適用して算定するものとする。
- 7 当該計画に係る省エネ適判等をUHEC以外の者から受けた建築物の完了検査の申請に係る手数料は、完了検査申請一件につき、当該省エネ適判等を要する部分の床面積の合計に対する表 1 に掲げる完了検査手数料額の 40%を加算する。当該加算額が 80,000 円未満の場合は、80,000 円を加算額とする。ただし、当機関で仮使用認定を受けた建築物は、当該省エネ適判等を要する部分の床面積から仮使用認定を受けた当該省エネ適判等を要する部分の床面積を減じた床面積を適用して算定するものとする。
- 8 完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は（申請前に提出されているものも含む）、第 1 項に規定する額に 5,000 円を加算する。

- 9 申請に係る建築物について、計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における審査に係る手数料の額は、66,000円とする。
- 10 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した完了検査手数料（第4項、第6項、第7項及び第8項の加算を除く。）の二分の一の額を超えない範囲で別に手数料を定めることができる。

#### （建築設備に関する完了検査の申請手数料）

- 第8条** 業務規程第33条（昇降機以外の建築設備については、法第87条の4において準用する場合に限る。）に規定する建築設備（ホームエレベーター、小荷物専用昇降機、段差解消装置を除く。）に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの建築設備について38,000円（当該計画に係る直前の確認又は中間検査合格証をUHEC以外の者から受けている場合65,000円）とする。ただし、建築設備完了検査の申請において、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表2に掲げるとおりとする。
- 2 業務規程第33条に規定するホームエレベーターに関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つのホームエレベーターについて36,000円（当該計画に係る直前の確認又は中間検査合格証をUHEC以外の者から受けている場合57,000円）とする。ただし、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表3に掲げるとおりとする。
- 3 業務規程第33条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つの小荷物専用昇降機について32,000円（当該計画に係る直前の確認又は中間検査合格証をUHEC以外の者から受けている場合53,000円）とする。ただし、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表4に掲げるとおりとする。
- 4 業務規程第33条に規定するリニューアルエレベーターに関する完了検査の申請に係る手数料の額は、一つのリニューアルエレベーターについて38,000円（当該計画に係る直前の確認又は中間検査合格証をUHEC以外の者から受けている場合64,000円）とする。ただし、一つの申請に係る設置数が複数台の場合における手数料の額については、表5に掲げるとおりとする。

#### （工作物に関する完了検査の申請手数料）

- 第9条** 業務規程第33条に規定する工作物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、一つの工作物について、当該各号に定める額とする。
- (1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合（第4条第1項第4号に掲げる場合を除く。）48,000円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合98,000円）
- (2) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物で第4条第1項第4号に該当する工作物の場合80,000円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合165,000円）
- (3) 令第138条第2項第1号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が6以上の場合35,000円（当該計画に係る直前の確認をUHEC以外の者から受けている場合

62,000 円)

- (4) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が 2 以上 5 以下の場合 37,000 円 (当該計画に係る直前の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 64,000 円)
  - (5) 令第 138 条第 2 項第 1 号に規定する工作物で、一つの申請に係る設置数が 1 の場合 38,000 円 (当該計画に係る直前の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 65,000 円)
  - (6) 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する工作物で、投影面積 (水平または垂直投影面積で最大の面積) が  $10 \text{ m}^2$  以下のもの、又は高さが 4 m 以下のもの 95,000 円 (当該計画に係る直前の確認を UHEC 以外の者から受けている場合 175,000 円)
  - (7) 令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する工作物で、投影面積 (水平または垂直投影面積で最大の面積) が  $10 \text{ m}^2$  を超えるもの又は高さが 4 m を超えるものは、別途協議とする。
  - (8) 令第 138 条第 3 項に規定する自動車車庫の場合、第 7 条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料を準用するものとし、表 1 に掲げる手数料を適用する。この場合において、表 1 の「床面積の合計」とあるのは、築造面積と読替えるものとする。
- 2 完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は (申請前に提出されているものも含む。)、第 1 項に規定する額に 5,000 円を加算する。
  - 3 完了検査の申請に係る工作物について、計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における審査に係る手数料の額は、当該計画の変更に係る確認の申請手数料の額とする。
  - 4 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る工作物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した完了検査手数料 (第 2 項の加算を除く。) の二分の一の額を超えない範囲で別に手数料を定めることができる。
  - 5 UHEC が行う建築物又は建築設備 (昇降機を含む。) と同日に工作物に関する完了検査を行う場合は、第 1 項第 1 号から第 6 号に係る手数料の 10% を限度に減額することができる。

#### (仮使用認定の申請手数料)

- 第 10 条** 業務規程第 39 条に規定する建築物の仮使用認定の申請に係る手数料の額は、仮使用認定申請一件につき、表 1 に掲げるとおりとする。
- 2 省エネ適判等を当機関で受けた建築物の仮使用認定の申請に係る手数料の額は、当該省エネ適判等を要する部分の床面積の合計に対する表 1 に掲げる仮使用認定手数料額の 20% を加算する。当該加算額が 40,000 円未満の場合は、40,000 円を加算額とする。
  - 3 当該計画に係る省エネ適判等を UHEC 以外の者から受けた建築物の仮使用認定の申請に係る手数料は、仮使用認定申請一件につき、当該省エネ適判等を要する部分の床面積の合計に対する表 1 に掲げる仮使用認定手数料額の 40% (百円の単位以下は切り捨て) を加算する。当該加算額が 80,000 円未満の場合は、80,000 円を加算額とする。



**(検査に係る出張費)**

- 第 11 条** 中間検査、完了検査及び仮使用認定のために確認検査員等の職員が出張する場合、第 5 条から前条までの手数料の額に、別に定める株式会社 都市居住評価センター確認検査業務出張費規程により計算した額の出張費を加算する。(表 7)
- 2 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定に係らず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることができる。
  - 3 検査の日程等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算することができる。
  - 4 検査又は追加説明書の審査の結果により、再度検査を行うため確認検査員等の職員が出張する場合は、第 1 項及び第 3 項の出張費とは別に出張費を請求することができる。
  - 5 検査の予約後の検査日程変更に伴い、公共交通機関又は宿泊施設のキャンセル料が発生する場合は、当該金額の実費相当額を別に請求することができる。
  - 6 島しょ部、公共交通機関困難地域などの場合は、表 7 に係わらず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることができる。

**(手数料の減額)**

- 第 12 条** UHEC は、第 2 条から第 10 条までに定める手数料の額、並びに第 11 条に定める検査に係る出張費を、種々の状況を勘案して減額することができる。
- 2 UHEC が行う構造性能評価を受けた建築物は、第 2 条第 1 項に係る手数料の 20% を限度に減額することができる。
  - 3 UHEC は、第 2 条、第 5 条及び第 7 条に定める手数料の額を、同様な物件の申請が年間 10 件以上見込め、手数料の減額に関する契約を結んだ場合は 10% を限度に減額できるものとする。
  - 4 UHEC が行う避難安全性能評価又は耐火性能評価を受けた建築物は、第 2 条第 1 項に係る手数料の 5% を限度に減額することができる。

**(帳簿記載事項証明書に関する手数料)**

- 第 13 条** 帳簿記載事項証明書の発行に係る申請手数料は証明事項一通につき 5,500 円(税込)とする。

**(協議事項)**

- 第 14 条** その他、この規程に記載のない事項については、別途協議のうえ定めることとする。

**(附則)**

この規程は、平成 14 年 5 月 13 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 1 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 9 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

ユーイック 確認検査申請手数料

令和7年4月1日改定

◆手数料

- 確認検査業務の手数料は、種別(建築物、建築設備、工作物等)、規模(建築物の床面積の合計、建築設備の設置数等)等をもとに定め
- 直前の確認検査をユーイックで受けた場合と他の機関で受けた場合は、申請手数料が異なります。
- 検査の場合は、検査手数料の他に別途出張費が加算されます。
- 手数料は、非課税扱いです。

表1 建築物の確認検査申請手数料

(単位：円/非課税)

床面積の合計：A※ <sup>1</sup> (㎡)	確認	中間検査※ <sup>2</sup>		完了検査※ <sup>3</sup>		仮使用認定※ <sup>4</sup>
		建築確認 ユーイック	建築確認 他の機関	中間検査 ユーイック	中間検査 他の機関	
A ≤ 100㎡	95,000	60,000	136,000	80,000	156,000	140,000
100㎡ < A ≤ 200㎡	105,000	80,000	164,000	100,000	184,000	
200㎡ < A ≤ 300㎡	130,000	95,000	199,000	105,000	209,000	
300㎡ < A ≤ 500㎡	135,000	98,000	206,000	110,000	218,000	
500㎡ < A ≤ 1,000㎡	160,000	140,000	268,000	160,000	288,000	
1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	240,000	185,000	377,000	220,000	412,000	
2,000㎡ < A ≤ 3,000㎡	325,000	215,000	475,000	270,000	530,000	
3,000㎡ < A ≤ 4,000㎡	380,000	255,000	559,000	300,000	604,000	
4,000㎡ < A ≤ 5,000㎡	440,000	280,000	632,000	330,000	682,000	
5,000㎡ < A ≤ 6,000㎡	500,000	310,000	710,000	385,000	785,000	
6,000㎡ < A ≤ 8,000㎡	550,000	330,000	770,000	410,000	850,000	
8,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	600,000	360,000	840,000	450,000	930,000	
10,000㎡ < A ≤ 15,000㎡	700,000	420,000	980,000	530,000	1,090,000	
15,000㎡ < A ≤ 20,000㎡	730,000	450,000	1,034,000	570,000	1,154,000	
20,000㎡ < A ≤ 30,000㎡	850,000	520,000	1,200,000	630,000	1,310,000	
30,000㎡ < A ≤ 40,000㎡	920,000	560,000	1,296,000	690,000	1,426,000	
40,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	1,040,000	680,000	1,512,000	800,000	1,632,000	
50,000㎡ < A ≤ 100,000㎡	1,500,000	950,000	2,150,000	1,100,000	2,300,000	
100,000㎡ < A ≤ 200,000㎡	2,050,000	1,250,000	2,890,000	1,500,000	3,140,000	
200,000㎡ < A ≤ 300,000㎡	2,550,000	1,550,000	3,590,000	2,000,000	4,040,000	
300,000㎡ < A ≤ 500,000㎡	3,000,000	1,750,000	4,150,000	2,250,000	4,650,000	

※1 中間検査の場合は、中間検査を行う部分の床面積及び中間検査を行なう梁の支配面積の合計をAとします

※2 建築確認ユーイック：建築確認を当社で受けた建築物

建築確認他の機関：建築確認を当社以外の他の機関で受けた建築物

※3 中間検査ユーイック：直前の中間検査を当社で受けた建築物(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた建築物)

中間検査他の機関：直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築物(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた建築物)

※4 1.ユーイックで仮使用認定を受けたものは、完了検査の手数料算定の際に、仮使用認定部分の床面積を減じて算定します

2.ユーイック以外で確認申請を行ったものは、仮使用認定の手数料は別途料金を加算します(中間検査の差額相当)

3.その他、仮使用認定を複数回行う場合等の手数料は、見積もりさせていただきます(大規模の場合を含む)

その他手数料の加算・減額について

1 以下の①～⑩の場合は、確認手数料に各々の定める手数料額を別途加算させていただきます。(大臣認定・任意認定は対象外)

- ① 階避難安全検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の20%の額
- ② 全館避難安全検証法 当該建築物の床面積の合計に係る確認手数料の30%の額
- ③ 区画避難安全検証法 当該検証対象部分の床面積の合計に係る確認手数料の20%の額
- ④ 耐火性能検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の20%の額
- ⑤ 防火区画検証法 当該階の床面積に係る確認手数料の20%の額
- ⑥ 計算ルート2 当該建築物の床面積に係る確認手数料の20%の額(構造上の棟単位で加算)
- ⑦ 限界耐力計算 当該建築物の床面積に係る確認手数料の30%の額(構造上の棟単位で加算)
- ⑧ 免震構造 当該建築物の床面積に係る確認手数料の20%の額(構造上の棟単位で加算)
- ⑨ 特定天井 特定天井部分の水平投影面積の合計に係る確認手数料の20%の額
- ⑩ 省エネ仕様基準(住宅) 当該建築物の床面積に係る確認手数料の30%の額

なお、①から⑤の場合で該当する区分毎の加算額が75,000円未満の場合は75,000円を加算額とし、⑥から⑩の場合で該当する区分毎の加算額が100,000円未満の場合は100,000円を加算額とします。また、①から⑤の場合で当該設計方法等の計画変更に係る区分毎の加算額が35,000円未満の場合は35,000円を加算額とし、⑥から⑩の場合で当該設計方法等の計画変更に係る区分毎の加算額が50,000円未満の場合は50,000円を加算額とします。

- 2 ユーイックが行う構造性能評価を受けた建築物は、確認手数料を20%を限度に減額します。  
ユーイックが行う避難安全性性能評価又は耐火性能評価を受けた建築物は、確認手数料を5%を限度に減額します。  
法に基づく中間検査がなかった建築物の完了検査手数料は、完了検査手数料額に当該建築物の床面積の合計に係る完了検査手数料額の20%を加算します。
- 4 省エネ適判等※5をユーイックで受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、当該省エネ適判等を要する部分の床面積の合計に対する表1に掲げる手数料額の20%の額を加算します。当該加算額が40,000円未満の場合は40,000円を加算額とします。  
省エネ適判等を他の機関で受けた建築物の完了検査手数料及び仮使用認定手数料は、当該省エネ適判等を要する部分の床面積の合計に対する表1に掲げる手数料額の40%の額を加算します。当該加算額が80,000円未満の場合は80,000円を加算額とします。
- 5 増築又は改築の申請の場合で、既存建築物に不適合事項がある場合は、その既存不適合建築物の床面積の合計に応じて、下記に定める手数料額を増築又は改築の申請の手数料額に加算します。  
既存建築物が前額と敷地等の条件が異なる場合及び既存建築物に特定天井がある場合は、別途見積もりとします。

既存不適合建築物部分の面積の合計	耐震診断書が添付されている場合	その他の場合
A ≤ 1,000㎡	35,000	20,000
1,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	55,000	40,000
10,000㎡ < A	70,000	55,000

- 6 構造計算適合性判定が必要な建築物は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として10,000円/件を加算します。
- 7 省エネ適判を要する建築物の省エネ適判を他の機関で受けた建築物は、整合性審査等の手数料として10,000円/件を加算します。
- 8 直前の確認済証をユーイックから受けていない場合の計画変更は、新規の確認申請手数料と同額とします。
- 9 直前の確認を当社で受けた建築物の計画変更は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一を確認手数料の算定面積とします。計画の変更に係る部分の床面積の合計が50㎡以下の場合の計画変更申請手数料は66,000円とします。
- 10 建築物の大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更をする場合は、当該修繕、模様替え又は用途変更に係る部分の床面積の二分の一を確認手数料の算定面積とします。
- 11 中間検査及び完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は(申請前に提出されているものも含む。)、当該手数料に5,000円を加算します。
- 12 完了検査の申請において、申請に係る建築物について計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における審査に係る手数料の額は、66,000円とします。
- 13 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る建築物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した完了検査手数料(3、4及び11の加算を除く。)の二分の一の額を超えない範囲で別に手数料を定めることがあります。
- 14 その他、記載のない手数料については、別途協議します。

※5 確認検査手数料規程第7条第6項に規定する省エネ適判等をいう。

表2 建築設備(エレベーター・小荷物専用昇降機を除く)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 <sup>※1</sup>		中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>				備考
		直前の確認がユーティック	直前の確認が他の機関	確認審査ユーティック	確認審査他の機関	昇降機		建築設備		
						中間検査ユーティック	中間検査他の機関	中間検査ユーティック	中間検査他の機関	
10 ≤ B	30,000	25,000	30,000	34,000	61,000	34,000	61,000	35,000	62,000	
6 ≤ B ≤ 9				35,000	62,000	35,000	62,000			
2 ≤ B ≤ 5				37,000	64,000	37,000	64,000	37,000	64,000	
B=1				38,000	65,000	38,000	65,000	38,000	65,000	

- ※1 直前の確認がユーティック: 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関: 確認を受けた建築設備の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーティック: 建築設備の確認を当社で受けた建築設備  
確認審査他の機関: 建築設備の確認を当社以外の他の機関で受けた建築設備
- ※3 中間検査ユーティック: 直前の中間検査を当社で受けた建築設備及び昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた建築設備及び昇降機)  
中間検査他の機関: 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた建築設備及び昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた建築設備及び昇降機)

表3 ホームエレベーター(小型エレベーター及び段差解消機並びにエレベーターのリニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 <sup>※1</sup>		中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>		備考
		直前の確認がユーティック	直前の確認が他の機関	確認審査ユーティック	確認審査他の機関	中間検査ユーティック	中間検査他の機関	
10 ≤ B	23,000	20,000	23,000	32,000	53,000	32,000	53,000	
6 ≤ B ≤ 9				33,000	54,000	33,000	54,000	
2 ≤ B ≤ 5				35,000	56,000	35,000	56,000	
B=1				36,000	57,000	36,000	57,000	

- ※1 直前の確認がユーティック: 確認を受けたホームエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関: 確認を受けたホームエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーティック: ホームエレベーターの確認を当社で受けたホームエレベーター  
確認審査他の機関: ホームエレベーターの確認を当社以外の他の機関で受けたホームエレベーター
- ※3 中間検査ユーティック: 直前の中間検査を当社で受けたホームエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けたホームエレベーター)  
中間検査他の機関: 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けたホームエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けたホームエレベーター)

表4 小荷物専用昇降機(リニューアル含む)の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 <sup>※1</sup>		中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>		備考
		直前の確認がユーティック	直前の確認が他の機関	確認審査ユーティック	確認審査他の機関	中間検査ユーティック	中間検査他の機関	
6 ≤ B	23,000	20,000	23,000	28,000	49,000	28,000	49,000	
2 ≤ B ≤ 5				30,000	51,000	30,000	51,000	
B=1				32,000	53,000	32,000	53,000	

- ※1 直前の確認がユーティック: 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関: 確認を受けた小荷物専用昇降機の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーティック: 小荷物専用昇降機の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機  
確認審査他の機関: 小荷物専用昇降機の確認を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機
- ※3 中間検査ユーティック: 直前の中間検査を当社で受けた小荷物専用昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けた小荷物専用昇降機)  
中間検査他の機関: 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けた小荷物専用昇降機(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けた小荷物専用昇降機)

表5 リニューアルエレベーターの確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

設置数: B	確認	計画変更 <sup>※1</sup>		中間検査 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>		備考
		直前の確認がユーティック	直前の確認が他の機関	確認審査ユーティック	確認審査他の機関	中間検査ユーティック	中間検査他の機関	
10 ≤ B	29,000	24,000	29,000	34,000	60,000	34,000	60,000	
6 ≤ B ≤ 9				35,000	61,000	35,000	61,000	
2 ≤ B ≤ 5				37,000	63,000	37,000	63,000	
B=1				38,000	64,000	38,000	64,000	

- ※1 直前の確認がユーティック: 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関: 確認を受けたリニューアルエレベーターの計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※2 確認審査ユーティック: リニューアルエレベーターの確認を当社で受けたリニューアルエレベーター  
確認審査他の機関: リニューアルエレベーターの確認を当社以外の他の機関で受けたリニューアルエレベーター
- ※3 中間検査ユーティック: 直前の中間検査を当社で受けたリニューアルエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社で受けたリニューアルエレベーター)  
中間検査他の機関: 直前の中間検査を当社以外の他の機関で受けたリニューアルエレベーター(中間検査対象外で直前の確認を当社以外で受けたリニューアルエレベーター)

表6 工作物の確認検査申請手数料(設置数1当り)

(単位:円/非課税)

種別・設置数 <sup>※1</sup>	確認	計画変更 <sup>※2</sup>		完了検査 <sup>※3</sup>		備考 建築基準法施行規則 別紙 用途の区分を示す記号
		直前の確認が ユーイック	直前の確認が 他の機関	確認審査 ユーイック	確認審査 他の機関	
令第138条第1項工作物 (下表を除く)	50,000	40,000	50,000	48,000	98,000	06310、06320、06330、06340、 06350
令第138条第1項第1号の区 分で25mを超えるもの(煙突 等)	85,000	60,000	85,000	80,000	165,000	06310
令第138条第1項第2号に規 定する区分で25mを超えるもの (RC柱等)						06320
令第138条第1項第3号に規 定する区分で15mを超えるもの (広告塔等)						06330
令第138条第1項第4号に規 定する区分で15mを超えるもの (高架水槽等)						06340
令第138条第1項第5号に規 定する区分で5mを超える擁壁						06350
令第138条第2項第 1号工作物	6≦B	30,000	25,000	30,000	35,000	62,000
	2≦B≦5					
	B=1					
令第138条第2項第 2号及び第3号工作 物	A≦10㎡又は H≦4m	100,000	75,000	100,000	95,000	175,000
	10㎡<A又は 4m<H					

- ※1 B:工作物の設置数  
A:工作物の投影面積(水平または垂直投影面積で最大の面積)  
H:工作物の高さ
- ※2 直前の確認がユーイック:確認を受けた工作物の計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社から受けている場合  
直前の確認が他の機関:確認を受けた工作物の計画を変更する場合、当該計画の変更に係る直前の確認を当社以外の機関から受けている場合
- ※3 確認審査ユーイック:工作物の確認を当社で受けた工作物  
確認審査他の機関:工作物の確認を当社以外の他の機関で受けた工作物
- 表6に係る手数料の加算・減額について
- 完了検査の申請において軽微な変更説明書が提出される場合は(申請前に提出されているものも含む)、当該手数料に5,000円を加算します。
  - 完了検査の申請に係る工作物について、計画を変更したことによる追加説明書の提出があった場合における審査に係る手数料の額は、当該計画の変更に係る確認の申請手数料の額とします。
  - 完了検査又は追加説明書の審査の結果、申請に係る工作物の再検査を行うこととなる場合に追加する手数料の額は、当該申請に当たって算出した完了検査手数料(1の加算を除く。)の二分の一の額を超えない範囲で別に手数料を定めることがあります。
  - 建築物又は建築設備(昇降機)と同日に検査を行う場合は、完了検査手数料を10%を限度に減額します。
- その他手数料について
- 工作物の中間検査が指定されている場合についての中間検査・完了検査の手数料はお見積りさせていただきます。
  - 大臣認定を受けた工作物の確認・完了検査等の手数料はお見積りさせていただきます。
  - その他、記載のない手数料については、別途協議します。

表7 手数料に加算される出張費

(単位:円/税込み価格)

地域		出張費	備考
地域区分	ユーイックからの距離:D(km)		
地域:A	D ≦ 15	7,700	
地域:B	15 < D ≦ 30	8,800	
地域:C	30 < D ≦ 50	9,900	
地域:D	50 < D ≦ 100	19,800	
地域:E	100 < D ≦ 200	27,500	
地域:F	200 < D ≦ 500	55,000	
地域:G	500 < D ≦ 700	66,000	
地域:H	700 < D ≦ 1,000	77,000	
地域:I	札幌、福岡、同等の距離	104,500	北海道。九州(離島を除く)
地域:J	沖縄同等の距離	121,000	沖縄本島以外の離島を除く

- ※上記表は確認検査員1名あたりの出張費(交通費を含む)です。
- 業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、表7に係らず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることがあります。
  - 検査の日程等を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費の実費相当額を加算することがあります。
  - 検査又は追加説明書の審査の結果により、再度検査を行うため確認検査員等の職員が出張する場合は、別に出張費を請求することがあります。
  - 検査の予約後の検査日程変更に伴い、公共交通機関又は宿泊施設のキャンセル料が発生する場合は、当該金額の実費相当額を別に請求することがあります。
  - 島しょ部、公共交通機関困難地域などの場合は、表7に係らず、当該事情における経路及び方法によって計算した交通費等の経費を勘案し、出張費を別に定めることがあります。

◆手数料の支払方法・支払期日

- 引受承諾書及び請求書の受領後、表8の支払期日までにユーイックが指定する銀行口座にお振込み願います。尚、振込手数料は、お客様ご負担にてお願いいたします。

表8 手数料の支払期日

確認	建築物	引受した日から7日(ユーイックの休日を除く。以下同じ)を経過する日
	建築設備	引受した日から4日を経過する日
	工作物	引受した日から4日を経過する日
中間検査	—	引受承諾書に定める中間検査予定日の2日前
完了検査	—	引受承諾書に定める完了検査予定日の2日前